

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正による題名の改正等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(別表第46および別表第55関係)
- (2) この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行することとします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表第1から別表第45まで 省略 別表第46 高圧ガス保安法に基づく事務手数料		本則および付則 省略 別表第1から別表第45まで 省略 別表第46 高圧ガス保安法に基づく事務手数料	
(1)～(10) 省略		(1)～(10) 省略	
(11) 法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の手数料		(11) 法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の手数料	
ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	7,600円 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この表において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、7,100円)	ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	7,600円 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この表において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、7,100円)

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧		新	
イ 省略		イ 省略	
(12)～(19) 省略		(12)～(19) 省略	
注 省略		注 省略	
別表第47から別表第54まで 省略		別表第47から別表第54まで 省略	
別表第55		別表第55	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務手数料		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務手数料	
(1)～(19) 略		(1)～(19) 略	
(20) 法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の手数料	20,700円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、20,200円）	(20) 法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の手数料	20,700円（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、20,200円</u> ）
注 省略		注 省略	
以下省略		以下省略	